

第14回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年5月8日(金)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名
 - 1番 小倉哲也
 - 2番 山寄和雄
 - 3番 栗原寛光
 - 4番 陸野光男
 - 5番 小泉勝彦
 - 6番 石川和利
 - 7番 石渡正明
 - 8番 関巖
 - 10番 田中幸一
 - 11番 切替一弥
 - 12番 渡辺義一
 - 13番 注連野千佳代
 - 14番 時田善夫
 - 15番 中山明
 - 16番 森田菊雄
- 5 欠席委員 1名
 - 9番 渡邊美代子
- 6 出席事務局職員 3名
 - 森事務局長
 - 齊藤主幹
 - 下重主任主事

◎開 会

令和2年5月8日午後1時58分 開会

○事務局長(森 博君) お忙しい中、農業委員会総会にご出席頂きまして、ありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 皆さん、こんにちは。春になりまして農作業も終わりましたけれども、田植のほうも終わりましたけれども、一番問題な新型コロナウイルスのほうはまだまだ終息が見えておりません。なるべく早い終息を期待申し上げます。今日は、また案件がたくさんあると思いますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○事務局長(森 博君) ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) しばらくの間、進行役のほう務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまより第14回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。9番、渡邊美代子委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長(小泉勝彦君) 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

15番、中山明委員、16番、森田菊雄委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長(小泉勝彦君) 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局の齊藤です。議案第1号の整理番号1につきましてご説明いたします。

議案1ページを御覧ください。本件は、令和2年4月17日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市内在住の個人が、同じく市内在住の個人が所有する農地につきまして、使用貸借権を設定しようとする案件です。貸借の期間は、許可日から2年8カ月を予定しております。

譲渡人は、労働力が不足し管理できないため、譲受人に貸付けしたいとのことです。

譲受人は、経営拡大のため、以前から保全管理を頼まれていた農地を借受けしたいとのことです。

総会資料1ページの位置図及び2ページの現地写真を御覧ください。場所は、林字下枯松です。現地を確認したところ、現地は畑できれいに管理されていました。

総会資料3ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクター、耕耘機、噴霧器、草刈機を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で500日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が84アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、山寄和雄委員。

○2番（山寄和雄君） 2番、山寄です。4月24日午前9時から現地を確認させていただきました。譲受人の〇〇さんに見せてもらいまして、現地は耕作されておりまして何ら問題はないと思われまので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1ないし議案第2号の3については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第2号の整理番号1から3についてご説明いたします。

議案2ページを御覧ください。本件は、市外の法人が本市内で事業を実施するに当たり、市内在住の個人3名から農地5筆を買い取り、資材置場及び駐車場に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

なお、本件は、令和2年4月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料の4ページの位置図を御覧ください。申請地は、平岡小学校の南東側約1.8キロメートル、平川保育所の東側に位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料6ページを御覧ください。土地利用については、整地及び造成は行わず、コンテナを搬入し、その中で資材等の組立て作業を行うほか、コンテナ運搬車両及び従業員の駐車場として利用する計画となっております。

排水関連については、雨水は自然浸透させ、汚水、雑排水はないとのことでした。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料7ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、森田菊雄委員。

○会長職務代理者（森田菊雄君） 16番、森田です。現地を4月20日午後1時から、立会人の〇〇さんと注連野委員と3名で見ました。周りに農地はなく、問題はないと思います。よろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございます。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した13番、注連野千佳代委員から補足説明があればお願いします。

○13番（注連野千佳代君） 13番、注連野です。この場所は、7ページの写真を見ると太陽光発電が見えていると思うのですが、前年度この案件に係っていた場所のちょうど隣に位置します。6ページの

地図みたいなものを見ていただくと、申請地の上のほうに倉庫、店舗・居宅という土地があるのですが、こちらは農地ではないので、こちらのほうには係ってきてはいないのですが、一括して今回売買されるということで、この倉庫とか店舗なんかも使っていくということでした。場所、街道沿いのごくうるさいところですし、農地もありませんので、ここの駐車場として使う場所に建物とか建てるわけでもなく、特に問題はないと思われまので、ご審議よろしくお願ひします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございます。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1ないし議案第2号の3について、賛成の方は挙手願ひします。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1ないし議案第2号の3については、許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の4について事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局、下重です。議案第2号の整理番号4についてご説明いたします。

議案資料3ページを御覧ください。本件は、市内の法人が、市内在住の個人から、農地4筆、5,865平方メートルを使用貸借し、営農しやすい環境とすべく、土壌の転換や農地全体にわたる高低差解消を目的としまして、農地転用許可後の1年間一時転用したいとする案件であり、当該地の所在、権利関係等は記載のとおりです。

なお、本件は、令和2年4月21日に申請書の提出がなされておりますが、本件の当該地では約2年半前の平成29年12月4日に、千葉県君農指令第1257号—131にて、農地造成による一時転用許可を受けて農地造成を実施し、平成30年11月12日に農地復元の完了検査を済ませた農地でございます。このため今回は農地の再造成となります。

事業全体の計画面積でございますが、農地以外の山林を含めると7,841平方メートルでございます。

総会資料8ページの位置図を御覧ください。申請地は、吉野田保育所の南東側約1.4キロメートル

に位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料10ページを御覧ください。埋立ての事業計画でございますが、上宮田字城山〇〇〇の一部を中心とした3,000平方メートル未満の土地に土砂を一度ストックさせ、その後、転圧時期を設けてから、今回の申請農地である耕作予定区域に0.9メートル分ならず計画でございます。のり面の勾配は、現況で約33度の安定勾配で草地も設けてあり、土砂の崩落を防止しており、これを継承することとされております。

また、造成のための土砂は、横浜市内で実施される外構及び附帯工事から搬入する建設発生土を使用するとのことでした。

防災及び排水施設関係ですが、汚水、雑排水の発生はなく、施工中は雨水が流出しないよう小堰堤を設ける計画です。また、施工後につきましても、小堰堤を残して雨水が場外に流出するのを防止する計画となっております。

総会資料11ページから12ページを御覧ください。一時転用後の農地への復元後においては、カボチャ、トマト、芋類などの野菜や栗を作付する計画となっております。

他法令関係については、小規模埋立て事業許可申請及び土砂汚染対策法に伴う土地の形質変更の届出、文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘の届出が該当し、いずれも事前協議が調い、許可申請書及び届出書の提出がなされていることを確認しております。

総会資料の13ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） 本案件につきましては運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

中山運営委員会委員長、お願いします。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。運営委員会の内容についてご報告したいと思います。

議案第2号の整理番号4については、譲受人が譲渡人から農地を使用貸借し、効率的な耕作地への復元などを目的とした農地の再造成を行うため、1年間の一時転用をしようとする案件でございます。

4月28日に運営委員会を開催いたしまして、現地の調査及び関係者からの状況の確認とともに、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告をしたいと思います。

現地確認には、譲受人、譲渡人及び代理人に出席頂き、午後2時頃から実施しました。

現地では、申請農地の確認をするとともに、関係者から事業説明をしていただき、質疑応答を行いました。

主な質疑内容ですが、埋立て期間はどれぐらいかという質問に対して、許可申請後3カ月から4カ月で埋立てを行うということでした。また、農地に作付する野菜に関する質問に関しては、

トマト、カボチャといった野菜、あと栗の木の植樹を計画しているということでございます。菜の花等を植えて、養蜂のほうを検討しているとのことでもございました。

審査会は、午後3時頃から市役所旧館3階大会議室において、譲受人、譲渡人及び代理人に出席していただき行いました。

事務局からの議案説明を受けた後、譲受人からも事業説明を受け、続いて委員から質問があり、譲受人からご説明をしていただきましたので、その内容についてご報告したいと思います。

譲受人からは、肥沃な土壌、効率的な農地への転換を目的に農地の再造成を考えましたが、調整池の設置義務がある特定事業では適正な農地造成にそぐわないため、約3,000平方メートルの土地に土砂を堆積させ、転圧時期を設け、農地に土砂をならず計画で農地転用の許可申請に至ったとのことでもございます。小堰堤による場外への雨水流出の排水防止策やダンプの出入りを監視する保安員の設置といった防災計画について説明を受けました。施工後は、前回の農地の復元に至らなかったトマト、カボチャといった野菜の作付を確実にを行うとの説明を受けました。

質疑では、資金計画における資金所要額に関する質問では、事業費の内訳として、農地造成費、盛土の整備費、苗木の購入費のほか、造成中に設置する事務所の運営費等で構成されるとの説明がありました。

また、天地返しに関する質問では、搬入する土砂に加え、申請農地にある土も利用して、農地を再造成するため、その表層と深層を入れ替えたいとのことでもございました。

運営委員会委員による採決の結果でもございますが、出席した運営委員6名全員一致にて許可すべきものということになりましたので、皆様方のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

なお、当該地での2度目の農地造成となるため、前回は野菜の作付に至らなかったもので、今回はこの申請が許可され、農地への復元を行う際は作付完了までさせるということ、私、運営委員長より関係者に念を押しましたので、以上ご報告したいと思います。よろしくご審議のほどお願ひします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。お願ひします。

○8番（関 巖君） この土地は、10メートルぐらい低いところを建設残土で埋め立てたところだと思うのです。それで、さっき事務局の説明ですと、これを農地にする土を持ってくる、神奈川県建設残土を持ってくるという説明ではなかったかと思うのですが、表層土に建設残土を持ってくる。で、農地をつくるというのは、ちょっと納得できないなというか、農地にするのであれば表層土はやはりそれに適した土を持ってくるはずなのですが、その辺はどう判断しますか。

○議長（小泉勝彦君） お願ひします。

○事務局（下重敦也君） 事務局、下重です。その点につきまして事業者に問い合わせたところ、農地造成に適する比較的肥沃で安全性の高い建設発生土を用いるとのことでした。

以上です。

○8番(関 巖君) 建設発生土で農地に適した土を神奈川県の方から持ってくるということですか。

○事務局(下重敦也君) はい。

○議長(小泉勝彦君) どうぞ。

○8番(関 巖君) これはお願いというか、こういう変更のときに以前も話をしたのですが、完成した後、きちんと確認をするという、その辺できちんとした土かどうかということは確認をする必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長(小泉勝彦君) お願いします。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局、齊藤でございます。先ほど委員長報告にもございましたとおり、この案件は運営委員会案件でございますので、完了した後は運営委員会の皆さんでまた現地のほう、適切に検査をするというようなことになっております。特に農地復元ということで念を押しましたので、それについて確認をしてもらいたいと考えております。

○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。

○運営委員会委員長(中山 明君) 15番、中山です。その件で、この前に行ったときに、前回全部完了したときに、野菜とか、そういうのを全然やっていなかったのですよ。だから、今回本人に完了が終わったら必ずやってくださいということを念を押しましたので、最後に私も運営委員で見に行こうと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。

○8番(関 巖君) はい。

○議長(小泉勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(小泉勝彦君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の4については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 令和2年度第2次農用地利用集積計画書(案)の承認について

○議長(小泉勝彦君) 次に、議案第3号 令和2年度第2次農用地利用集積計画書(案)の承認についてを議題といたしますが、委員に関わる案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により議事参与できません。審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。12番、渡辺義一委員。

[12番 渡辺義一委員退席]

○議長(小泉勝彦君) 議案第3号について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局の齊藤です。議案第3号の令和2年度第2次農用地利用集積計画書(案)についてご説明いたします。

議案第3号を御覧ください。この農用地利用集積計画書(案)については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、農用地利用集積計画書(案)の6ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が6件となっております。

利用権設定を受ける方の面積は、合計で163.67アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、計画書(案)の1ページから5ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長(小泉勝彦君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

[12番 渡辺義一委員着席]

◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局の齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案4ページから6ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和2年3月1日から3月31日までで1件でございます。

続きまして、協議報告第2号についてご報告いたします。

議案7ページから8ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和2年3月1日から3月31日までで5件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。お願いします。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺です。地元の野田地区の方から、先々週だったと思いますけれども、隣地の方が除草剤を風があるときにまいて被害があったと。こういうような事例が今まであるかどうか分かりませんが、これからの時期また除草剤の使用が多くなるので、何か回覧物みたいなものを出してもらえないかと。被害があった方が直接は言えないということなので、では私が言ってきてあげますよと言ったのですけれども、いや、それもやめてほしいというようなことで、やっぱり表立って気まずい関係になりたくないのです、何かいい方法がないですかというような質問というか依頼があったのですけれども、農業委員会のほうで何かいい案がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（小泉勝彦君） 事務局、何かありますか。お願いします。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。農薬の関係で、隣の農地の方に影響がでる、こういうケースは確かに委員おっしゃるとおり、お互いに話してくださいというようなことは、何件かは今まで農業委員会の中で受けたことはあります。回覧物に関しては、農政部局とも相談をしながら対応を検討したいと思います。

○12番（渡辺義一君） 除草剤散布するときは、こういうふうにご注意いただきたいみたいなもの

を回したらちょっと効果があるのかなと。

〔何事か言う人あり〕

○15番(中山 明君) 15番、中山ですが、去年私もネギが1週間ぐらいたって枯れてきてしまって何かなと、隣のうちの荒れている畑が枯れてきたのですよ。それで住所調べて行ってきまして、そういうものはうやむやにしないではっきり言ったほうが、お互いのためにいい。陰でこそこそ言うというよりは、もうはっきり言って、こんなわけでこうなりましたとはっきり言ったほうがいいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) どうぞ。

○1番(小倉哲也君) 1番、小倉ですけれども、私、県のほうで農薬の担当やっていたのですよ。それで、県のほうからすると、農薬を使用する場合は遵守義務というのがあって、県のほうでも農薬の正しい使い方という形で、県民だよりとかそういうところに出しているのですね。ですから、袖ヶ浦のほうも、広報にそういった農薬の飛散に対する対策を気をつけてもらうように記事を出してもらえればありがたいなと思いますけれども。多分そういったものは注意喚起の中で各市町村にも協力依頼来ていると思いますけれども。野焼きの関係もそうなのですね。野焼きの関係もやっぱり同じで、むやみやたらに燃やしてはいけないというようなところがありますので、そんなところでやっぱり対応してもらったほうがいいかなと思います。いかがでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○1番(小倉哲也君) あとまた、姉ヶ崎の関係と袖ヶ浦の関係があって、農薬の飛散があるのですね。大分農家のほうで除草剤をかけてジャガイモのほうに被害があったとか、そういうのも結構袖ヶ浦あるのですね。ですから、近隣の方たちも、そういったところでやっぱり注意喚起をしてもらうようお願いした経緯があるのですけれども、そういったところでひとつ対応していただければと思います。

〔何事か言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) ほかに何かございませんか。お願いします。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局、齊藤です。事務局から1点提案をさせていただきたいと思います。1枚資料を配っていただきますので。

〔資料配付〕

○事務局(齊藤秀夫君) ただいま1枚、資料を配付させていただきました。3月の総会において、令和2年度の当市の別段面積、下限面積ですが、この設定につきましてご審議を頂きました。その際、様々なご意見を頂き、検討の必要性については共通認識を頂いているところであります。ただし、新規就農を希望する者の新規就農を阻害している原因としては、下限面積のみであるか否か、ほかに要因があるとすれば、どのようにすればトータルとして当市の農業の発展につながっていくのか、問題

点を洗い出して検討する必要があると考えています。

そこで農業委員会の中に（仮称）新規就農誘導対策検討委員会を設置して、下限面積の設定を含んだ新規就農誘導に資する施策の在り方を検討していくことを提案するものです。

具体的には、お手元の設置要綱（案）第1条に設置の目的を定義しておりまして、「本市における農家の益々の発展と遊休農地の解消等に資することが期待できる新規就農者を誘導するための対策を検討するため、委員会を設置する」ものです。

第2条に所掌事務を定義しており、「新規就農を希望する者の新規就農を阻害している要因の検討及び整理に関すること」、「新規就農を希望する者の誘導に資する施策に関すること」、「その他、委員会が必要と認めること」としております。

第3条に組織を定義しており、「委員は、会長の指名した農業委員及び参加の意思を表明した農業委員及び事務局職員」としております。

任期は、所掌事務の完了までを予定しております。

組織には、委員長、副委員長を置くこととし、互選により定めることとしております。

第5条で会議を規定しておりますが、委員の皆様方、大変お忙しいところご対応頂くこととなることから、基本的には改めてお集まり頂くことなく、総会終了後の時間を使っての会議で検討ができればと考えております。

以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） ただいま事務局より検討委員会設置の提案がありました。また、検討委員会の名称についても、現在仮称とされております。これについて質疑、意見をお受けいたします。

質疑、意見はございませんか。よろしいですか。お願いします。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉です。この検討委員会というのは、第2条で事務の所掌する中に3項目あるのですけれども、1項で「新規就農を希望する者の新規就農を阻害している要因の検討及び整理に関すること」という文言があり、第2項で「新規就農を希望する者の誘導に資する施策に関すること」というのが入っているのですけれども、第1項のこの要因の検討と整理のみを行うものなのか。その整理をした中で、どこに、この整理したものをどうやって提案していくのかというのがよく見えないのですけれども、ただ検討するだけで終わってしまうのか。それをどういうふうに誘導していくのかということをお聞きしたい。

第2項のほうについて、「新規就農を希望する者の誘導に資する施策に関すること」、こちらのほうも、どのような形で新規就農を希望する者の誘導施策を考えているのか。ちょっとよく見えないのですけれども。確かに文言としては分かるような気がするのですけれども、具体的なものという、何かありますか、考えているものというものはあるのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局長（森 博君） 今のご質問についてなのですが、50アールという数字が、それだけ

が新規就農者を参入しにくくしているのかというところ、果たしてそれだけではないのではないかと
いうところで、何かその裏に隠れている新規就農ができにくい要因があるのではないか。何となくぼ
んやり分かっているようなところもあるかと思うのですけれども、その辺をはっきりさせて、その辺
をどう整理したら解決に結びついていくのかというところをまず整理して、この検討委員会で検討し
ていただいた中で、この次というか、その先として農業委員会にも提言していただき、さらには推進
委員さんも含めて提言していただいて、その中でさらにもんでいくというような形で、少しでも前に
出るような形が見出せればなというところが1つございます。

あと、2項のほうの「誘導に資する施策に関すること」、これは市長の施政方針の中でも空き家対
策として新規就農者を呼び込んで、空き家対策と絡めて農業を発展させていくということもござい
ましたので、農業委員会だけではなくて、市の施策と絡めて何かその方向性が見出せないかという
ところで、ちょっと文言としては何言っているか分からないような部分があったのですけれども、一応
この1項、2項で書いてあることとしては、そういうことを狙っているというところがございます
て、ただ実際のところ、皆様のご意見を頂いていく上で深まっていくということかなと、大変申
し訳ないのですけれども、そのようなところで考えたところがございます。答えになっているか分
らないですが。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何かございませんか。どうぞ。

○8番（関 巖君） 8番、関ですけれども、今の所掌事務の質問に関連するのですが、（2）の「新
規就農を希望する者の誘導に資する施策」と書いてある。この文言読むと、新規就農者の希望者が既
にいて、それからどうやって市内に誘導するかというような意味に受け取れるのですけれども、こ
こは新規就農の促進、まだきちんと文書まとまらないのですが、新規就農を資する施策とか、要するに
新規就農をまだ考えていない人も新規就農したいという、そこまで含めてというふうに新規就農の促
進をするにはどうするかというような意味のほうがいいと思うのですね。文書だと希望者がいて、そ
の希望者をどうやって誘導するかというような狭い範囲に受け取れるというような感じがするの
ですけれども。

○事務局長（森 博君） おっしゃること理解しました。文言的には成熟なかなかできていないので
すけれども、趣旨的なところをご理解頂いてというところがあって、申し訳ないのですけれども、今
回提案させていただいているところがございます、意図するところとしては委員おっしゃるとおり
の部分もございます。

また、3月のときにもご意見あったかと思うのですけれども、ただ下げたしまうと、数値的なもの
を下げたしまうと、本来参入、参入すべきといえますか、悪意を持った方も参入してしまう可能性も
ある。単純に数字だけの話ではないよねというところもございまして、トータルで考える組織という

ことで、委員会で皆さんでもんでいただければなというふうなところから、この提案をさせていただいているというところで、趣旨をご理解頂ければと思います。申し訳ありません。

○議長（小泉勝彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑、意見はないようですので、これにて質疑、意見を終結いたします。

ただいま事務局から提案のありました検討委員会を設置することとし、名称を新規就農誘導対策検討委員会とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔「分からない」と言う人あり〕

○13番（注連野千佳代君） 今プリントを配られて見て、その場で採決というのはちょっと無理があると思います。

○議長（小泉勝彦君） 採決はどうしましょう。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。この仮称、仮の名前だけでも、対策検討委員会ですか、このメンバーは農業委員の人たちがやるということですか。

○議長（小泉勝彦君） ちょっと待ってください。「委員は、農業委員会会長の指名した農業委員及び参加の意思を表明した農業委員並びに農業委員会事務局職員」ということで、会長が指名した方及び俺はやりたいぞという人、私はやりたいぞという人を委員とするということ。

今これ、自分もそうですけれども、渡されたばかりで5分や10分でどうしようと言われても、ちょっとというところがありますけれども。

〔「手挙げられない」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） いいとは思いますが、ではどうするのだという、ちょっとまだ分からないところがあるので。今の採決はちょっと取り消していただきまして、次の総会で十分審議というかな、していただいてということで、分からない点とかは事務局のほうにお伺いしていただきまして、ということよろしいでしょうか。

○13番（注連野千佳代君） 今おっしゃった3条の2というところに、こういう人が参加すると書いてありますが、先ほど推進委員の方も含めてとかというお話があったのですが、そうするとこの委員会は全員でやるのではなくて、何人か、例えば運営委員みたいな感じであてていくのか、推進委員の方も含めてというところどういうふうなことなのか。これ一つ取ってもはっきりしないので、考えようがなく、どうなのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局長（森 博君） 推進委員さんについては、この組織の中には考えてございません。ただ、最終的なところに行くに当たっては、推進委員さんとの意見交換、合意形成も必要と考えてございまして、この委員会の中には農業委員さんで構成する。ただ、その中でもんだ結果を、推進委員さんを交えた意見交換会の場で、昨年意見交換会があったかと思うのですけれども、そういう場を活用させ

ていただいて、こういうことを考えています、こういうふうにしたらどうでしょうかというときのことを意見交換して、またそこで意見を募集していくというようなことで進めていってはどうかというふうには考えてございました。

○12番（渡辺義一君） 話がよく聞いても分からないのですけれども、取りあえず人数は何人ぐらいを予定しているのか。また、わざわざこれを立ち上げなくて、この中で議論して済む話ではないかなというような思いがあるのですけれども、この点はどうですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局長（森 博君） 事務局の素案としましては、全員でというよりは、このうち半数程度の方でお集まり頂いたほうが、話し合いとして、もしかしたら効率的に進むのかなというところを考えてございまして、3月10日にいろんな意見を頂戴はしているところなのですけれども、全体というよりは一部の方にお集まり頂く別の組織で検討して、ある程度整理ができた段階で皆さんにお示しをしていくというほうが進むのかなということを考えて、今回提案させていただいているところでございます。

また、今頂いた意見も、先ほど会長のほうから次の総会でということもございましたので、そこへ向けて改めて検討したいというふうに考えてございます。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○8番（関 巖君） 8番関です。きっかけは50アールの制限、それをどうするかという感じで話が始まっていると思うのですが、主にそれをやるのか。それともこの文面だと新規就農、それも含めてですけれども、新規就農をどうやって今後増やすか。どっちに主眼があるのかなという、話のきっかけとしては、50アールを今年1年間かけて検討しましょうということで、それが中心であればこういう組織を立ち上げなくても、ここで皆さんフリー討議で進んでいくのではないかと思うし、新規就農というのをもっと前面に出してどうするかというのであれば、もっと細かい、委員会等立ち上げて細かいところをどんどん話をすればいいと思うのですが、どちらに主眼があるのですか、この委員会を立ち上げるという狙いとして。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局長（森 博君） どちらに主眼があるかということですが、遊休農地が発生していますよ。これを解消するためには、新規就農者の増加というもの、解消に期待できますよねというところもあって、とはいえ50アールの縛りがあって新規就農は出にくい。そうすると、遊休農地の解消にもつながらないというところで、鶏、卵ではないのですけれども、50アールなのか、新規就農なのかというところが、どうも事務局の中ではっきりつかめないのです、どうしたらいいものかというところがございまして、確かにぼんやりしてしまっている現状、ご指摘のとおりだとは思いますが、それを明らかにしていくために、皆さんのお知恵を拝借して少しでも前を出していければなというところからの発想でございます。なので、新規就農なのか、50アールなのかというところになりますと、どちらもというところになります。

○議長（小泉勝彦君） 配られて15分ぐらいでもって決めろと言われても、ちょっと無理があると思いますので、一応継続ということで、また審議をしていきたいということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） では、そういうことで、皆さん、よろしく願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。その他。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（小泉勝彦君） これをもちまして第14回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦勞さまでございました。お疲れさまです。

午後2時52分 閉会